13　都道府県労働局長は、次の各号に該当する場合は、次項各号に定める事項を公表することができる。

一　事業主が偽りその他不正の行為により、特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けようとした場合

二　代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主が特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合

14　前項の規定により公表することができる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　前項第一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　偽りその他不正の行為を行つた事業主の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ　偽りその他不正の行為を行つた事業主の事業の概要

ハ　偽りその他不正の行為により、事業主が支給を受け、又は受けようとした特定求職者雇用開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ニ　偽りその他不正の行為の内容

二　前項第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　偽りの届出、報告、証明等を行つた代理人等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ　偽りの届出、報告、証明等を行い事業主が支給を受け、又は受けようとした特定求職者雇用開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ハ　偽りの届出、報告、証明等の内容

（新設）

（新設）

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額	二　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり六万六千五百円（雇保則第百四条第二号ロに規定する生産性要件（以下「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、八万四千円）	イ　前号イに該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり六万六千五百円（雇保則第百二条の五第十三項に規定する生産性要件（以下「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、八万四千円）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　（略）	一　（略）